議題2：特別徴収義務者の滞納対策について（豊川市提出）

市名		各市の状況		
		(1)税額通知を見ていない特別徴収義務者への対策	(2)異動届を提出しない特別徴収義務者への対策	(3)滞納処分を行う際の特別徴収義務者の選定
1	名古屋市	特に対策は行っていない。	原則として異動届の提出を求めるものであるが、明らかに廃業している事業者について、その代表者等が所在不明で異動届の提出を求めることができない場合等には、従業員等の関係者に実態を確認し、個別に対応している。	特別徴収の滞納は脱税に当たることから、催告においては一括納付を求めており、納付がされない場合は速やかに滞納処分に移る（地方税法第324条第2項）。特に選定は行っていない。
2	豊橋市	平成28年度は特徴推進により特別徴収未実施事業所を特別徴収義務者に一斉指定したこともあり、新規特別徴収義務者に天引き忘れ、滞納防止のため、6月に特徴事務の協力依頼の通知及び納期限、退職者の手続き等特徴事務に関する事例集を送付しました。今年度は、督促状の送付のみで特に対策は行っていません。	毎月、納付額と調定額が一致しない事業所には、電話で異動届の未提出がないか確認をし、未提出の場合は提出依頼をしています。	今のところ明確な基準はありません。金額、累積期間等により、担当の判断で行っています。
3	岡崎市	簡易書留で送付したため、返戻以外は送達したものとみなしている。	継続して提出を促している。	滞納金額の多額な者、滞納期間の長い者の滞納処分を優先している。
4	一宮市	平成24年度から特別徴収の推進に取り組みましたが、新規に指定した特徴事業所のうち、7月20日頃に6月分が未納となっている事業所に対し、特徴税額の未納のお知らせを送付しました（参考：24年度約600通、25年度約800通、26年度約50通、27年度以降は未送付。）。	事業所の特別徴収制度への理解不足に起因すると考えられるため、収納担当課との連携を密にし、該当事業所を早期に見つけ架電し、理解の推進に努めている。	基準はない
5	瀬戸市	決定通知書を送付する際の封筒を目立つように「緑色」としています。 また、封筒に「お早めに内容をご確認ください」と印字し、確認を促しています。	就労実態が把握できないため対策が難しい。社員からの問い合わせや、督促状等の通知後、特別徴収義務者からの問い合わせにより就労実態が把握できている状態です。昨年の取り組みとして、滞納となっている事業者に対し、催告書を送付するとともに、従業員が退職している場合は、異動届を退出するよう案内しました。	滞納が続けば全て滞納処分の対象となるため、滞納処分を行う際の金額等の選定基準は定めておりません。
6	半田市	特別な対策は実施していません。これまでと同様、税額通知を見ている、見ていないを問わず、適正な時期に滞納処分を行います。	特別な対策は実施していません。本来、異動届の提出が必要であったことや従業員に迷惑がかかることを説明し、早急に異動届を提出するよう指導します。	督促、催告等を経て、それでも納税に応じない事業所は滞納処分の対象とします。
7	春日井市	課税担当部署へ引継ぎ、再送等の対応をしています。	課税担当部署へ引継ぎ、異動届の提出するよう説明をしています。	特別徴収義務者の選定は行っていません。個人の滞納者と同様に滞納処分な可能な財産があるかを判断し処分しています。
8	豊川市	秋から年内にかけて賦課側が6月から未納の事業者（現年分）に状況の確認を行います。賦課側が実施する理由は特徴の制度説明の必要がある事業者があるため。普徴切替理由に該当する事業者は異動届の提出をもって普徴に変更。その他の事業者は特徴を継続します。	特に何もしていません。今後は異動届未提出事業者を管理し、定期的に提出依頼を行っていく予定。	特に基準等は設けておりませんが、特別徴収の滞納にこだわらず、高額の滞納者を優先して滞納整理事務をすすめております。なお、特別徴収の滞納者は、本市周辺自治体でも同様に滞納となっているため、特別徴収に係る滞納全てを東三河広域連合へ移管することにより、効果的な徴収事務につながるかどうかを現在検討しております。
9	津島市	返戻が無い以上は送達済みとして処理。（収納課所管）	当初発送後の約10日間は、事業所からの連絡であれば電話による連絡でも異動処理を行うが、当該期間が過ぎた場合は異動届の提出を求める。その後納付が無く、督促・催告により滞納者から連絡があっても、職権での異動処理は行わない。	選定基準は無いが、特徴の初年度の事業者への6月分の督促状を送付する際に、通常のはがきでは無く文書にて送付し、特徴義務を再通知している。
10	碧南市	現状、他の滞納案件と同様の対応を行っており、一斉指定後においても同様の対応を予定しています。	現状、他の滞納案件と同様の対応を行っており、一斉指定後においても同様の対応を予定しています。	現状、他の滞納案件と同様の対応を行っており、一斉指定後においても同様の対応を予定しています。

議題2：特別徴収義務者の滞納対策について（豊川市提出）

市名		各市の状況		
		(1)税額通知を見ていない特別徴収義務者への対策	(2)異動届を提出しない特別徴収義務者への対策	(3)滞納処分を行う際の特別徴収義務者の選定
11	刈谷市	特に対策はとっていません。	①前月に特別徴収税額を納めている場合 毎月20日頃に、前月の納税額と比べて差異が生じている事業所のリストを出力し、対象事業所に電話をして、従業員の異動の有無を確認します。異動があったときは、異動届の提出を依頼しています。 ②当該年度中に特別徴収税額を納めたことがない場合 特に対策はとっていません（前述の対象リストに挙がってこないため、抽出することができない）。	取り扱いは個人滞納者への対応と特に違いはありません。文書または電話による催告をし、それでも納付がなければ財産調査を行い、滞納処分しています。
12	豊田市	納入がなければ、徴収担当課から通常の督促、催告を行う。	納入がなければ、徴収担当課から通常の督促、催告を行う。	特別徴収義務者に対し、他の滞納者と異なる選定や対応はしていない（ただし、処分を行うに当たり、所有財産が預金等以外の特殊な財産の場合は、特別整理担当が滞納処分を引き継いでいる。）。
13	安城市	本市でも平成31年度より特別徴収を徹底していく。平成31年度は、税額通知を見ていない特別徴収義務者が増えると思われるため、6月分納期が過ぎた時点で納めていない特別徴収義務者に対して、課税側から電話確認する予定である。	電話連絡や郵送により、課税側より特別徴収義務者へ異動届の提出を依頼する。しかし、異動届の提出がない場合に、従業員の申出によりすでに退職済みや破産等で事業停止の状態など、明らかに給与の支払がされてないと判断できれば、徴収済み特別税額を従業員の給与明細等で確認のうえ、職権で普通徴収に変更する。	(1)(2)の方法をとっても、滞納となる特別徴収義務者に対しては、収納側より督促状を送付し、滞納処分を行う予定である。
14	西尾市	当市では平成31年度から特別徴収義務者一斉指定を行う予定ですが、現時点では設問の事例について、特別な対策は検討していません。対策を行うとすれば、予め指定することを案内する、税額通知を簡易書留で送付する、等が考えられるかと思います。	現時点では特別な対策は検討していません。	現時点では選定方法についての検討は行っていませんが、異動届が未提出のまま滞納になっているケースが多発することも考えられるため、(2)の設問とあわせて、収納課と連携して対応する必要があると考えます。 なお現状では、督促状発送の都度、収納課から督促状発送一覧の提供を受け、月額税額と異なる金額を納付している事業所については、異動届の提出もれが疑われるため、税務課から事業所に連絡し、従業者の異動があれば異動届の提出を勧奨しております。
15	蒲郡市	通知が届いていないとの問い合わせについては送達整理簿や返礼記録が無いことを持って説明する。	電話をかけ、提出を促す。場合によってはある程度下書きしたものを送付する。	滞納額による基準は無く、滞納者全てが対象となる。
16	犬山市	特に対策なし	該当なし	特に選定していない 滞納者に対し財産調査をして、財産発見後滞納処分をしている。
17	常滑市	特に対策をしていません。	特に対策をしていません。	選定において行っていることはありません。
18	江南市	6月分が未納となっている事業所に対し、督促状を送付する前に電話をかけ確認をしています。	未納となっている事業所に対し、督促状を送付する前に電話をかけ確認をしている。退職しているが異動届を提出していない場合は、その段階で提出するよう話をします。	他の納税義務者と同様、督促状を発送しても納付が無い場合に、文書催告を数回実施し、それでも納付が無かったり、また納付計画や納税相談等何の連絡も無い場合、納付や連絡があっても少額分納で完納まで長期間要してしまうなどと判断した場合に、滞納処分を執行しています。
19	小牧市	平成29年度から特別徴収一斉指定を実施したため、まだ新たな滞納対策は講じていません。	平成29年度から特別徴収一斉指定を実施したため、まだ新たな滞納対策は講じていません。	督促・催告の送付など、法令に基づいた対処を行った上で、対象者の滞納に至る背景の把握に努め、やむを得ない場合には処分の選定対象とします。
20	稲沢市	税額通知を見ることを促す方法としては、書類を封入する封筒に特別徴収関係書類が在中である旨を目立つように記載する。また、結果として滞納になったものについては、気づかせなければならないので、督促状を発送する。	現行法上においては、異動届出書が提出されない場合の罰則は規定されていないので、事務処理上必要であることについて、特別徴収義務者の理解と協力を得るよう事業者へ説得する。	賦課した特別徴収義務者に対し滞納処分を行う。

議題2：特別徴収義務者の滞納対策について（豊川市提出）

市名		各市の状況		
		(1)税額通知を見ていない特別徴収義務者への対策	(2)異動届を提出しない特別徴収義務者への対策	(3)滞納処分を行う際の特別徴収義務者の選定
21	新城市	基本は、特別徴収事業所へ督促状を送付している。また、6月分督促状発送前に、その年度の特徴新規事業所、以前から登録はあるも特徴対象者がいなかった事業所へ全件電話をして、状況の確認をしている。	基本は、特別徴収事業所へ督促状を送付している。また、6月分督促状発送前に、その年度の特徴新規事業所、以前から登録はあるも特徴対象者がいなかった事業所へ全件電話をして、状況の確認をしている。	特に規定なし。 東三河広域連合等への移管を今後検討予定。
22	東海市	税額通知を再発行し、送付します。通知を見ていないことを理由に、特別な対応をすることはありません。	異動届出書の用紙を送付し、提出を促します。	具体的な選定基準はありませんが、定期的な財産調査を行い、換価が容易な財産を所有する滞納事業者から滞納処分を執行しています。
23	大府市	文書や電話での催告を何度も行う。	課税担当と相談して職権で普通徴収に変更する場合もあります。	特に基準は定めていませんが、催告に全く反応しない特別徴収義務者に対して預金差押を執行した事例はあります。
24	知多市	滞納対策としての対応はしていません	滞納対策としての対応はしていません	当市においては、税目ごとに滞納処分の対象者を選定する基準はありません。概ね過年度分がたまりだしたら地区担当者の判断で財産調査を行い、その結果預貯金等の財産が見つかれば差押えを執行しています。
25	知立市	例年、税額通知については普通郵便で一斉に発送し、市役所への戻りが無い場合は送達されたものとみなしています。『税額通知が届いてない』という問い合わせがあった場合は、税額通知の戻りがあるかを確認したうえで、事業所内の他部署に届いていないかなど、事業所に再度確認をお願いしています。それでもない場合は、再発行依頼を事業所から提出してもらい、再度送付しています。	異動処理については、電話で受付せず、異動届の提出をお願いしています。異動届の提出が無い限り、異動処理はされない旨、事業所に説明しています。事業所に異動届の提出意思が無い場合は、差し押さえを含めた徴収対応を進めています。	現状、選定の基準等は特にありません。
26	尾張旭市	返送された記録がなければ、発送済みであることを説明しています。それでも見当たらないということであれば、再発行して送付しています。	電話の聞き取り調査により、了解を得られれば普通徴収へ切り替えます。	他の税目の滞納処分と同様、滞納状況や滞納額等を総合的に勘案し、優先度の高いものから処分を進めています。
27	高浜市	法令通り督促状の発送を行い、催告書でも滞納を告知します。この段階で税額通知を見ていないことが滞納原因というケースは稀です。	市民税課税担当へ異動届の提出の有無を確認し、異動届の提出の催促までは課税担当で行います。提出を拒否する場合（ケースとしてはあまり多くありません）は現在の課税が適切と判断し、滞納処分を行います。	納税義務者の異動届漏れの可能性があるため、例月の納税が全く確認できない事業所を中心に選定を行います。
28	岩倉市	税額通知が返戻されたものについては調査を行いますが、返戻されていないものについては督促・催告等、通常の対応となります。	翌年度の給与支払報告書が退職で提出されたもの等、異動届を提出していないため未納になっていると思われる特別徴収義務者については、異動届の提出を依頼します。	滞納金額が多い事業所から調査し、預貯金が見つかった順に行います。
29	豊明市	税額通知を見ていない特別徴収義務者は、6月分の督促状が届いて初めて、事業所が特別徴収事業所に指定されていることを認識するケースが多く、その際に事業所より連絡があります。特別徴収が可能であれば継続し、普通徴収の希望があれば、6月分からを普通徴収に切り替えます。	課税データと入金額が異なる場合（入金額が0でない場合）、事業所に入金額の確認の電話をします。異動があった場合は、異動届を提出するよう依頼し、対応記録メモを残します。最終的に異動届を提出しない事業所はないため、現時点では特別な対策について検討していません。	滞納処分について実績はありませんが、督促状、催告書等で納入のお願いをしても連絡または納入がなければ、法律に基づき処分を行います。
30	日進市	送達が完了しているにもかかわらず税額通知を見ていない特別徴収義務者については、課税が有効であるため、通常とおり特別徴収義務者への納税勧告を行う。	解散等で会社が存在していない場合は、職権にて未徴収分を普通徴収に切り替えているが、単に異動届の提出を怠っている場合は当初の決定が有効であるため、特別徴収義務者への納税勧告を行う。	督促、催告による反応（納税意思の有無）、金額の多寡、財産調査による財産の有無などを基に選定している。
31	田原市	新規の特別徴収義務者が滞納している場合には督促状の発送とは別に電話で状況の確認（特別徴収制度の理解の有無、説明等）を行っている。	電話で異動届の提出を促している。	選定基準は特に設けていない
32	愛西市	督促状、催告書を送付して連絡を待ち、その後差押予告通知を送付し、差押処分を実施します。	督促、催告のうえ、一部未納について架電して聞取りを行い、異動届の提出を促します。	特に基準はありません。財産調査を徹底します。

議題2：特別徴収義務者の滞納対策について（豊川市提出）

市名		各市の状況		
		(1)税額通知を見ていない特別徴収義務者への対策	(2)異動届を提出しない特別徴収義務者への対策	(3)滞納処分を行う際の特別徴収義務者の選定
33	清須市	事情聴取を行うものの、原則として、特別徴収義務者として納付を促します。	異動届出の提出を促すことを基本とします。ただし、何らかの事情で提出できない理由がある場合は、事業所や従業員等から聞き取りや証拠書類の提示等により、職権で異動処理をかけることもあります。	特に明確な基準はありません。他の税目の納付状況との兼合いもありますが、概ね3箇月から半年程度の滞納があると、調査をし処分に入ります。
34	北名古屋市	初めて特別徴収義務者に指定した事業所で、6月分を滞納している場合、督促状発送前に特別徴収の説明、異動届の提出方法などを記載した特別徴収に関するお知らせの手紙を発送している。	基本的には電話にて提出の催促を行い、必要な場合には市の方から異動届出書を再送する。話し合いでどうしても提出の見込みがない場合には、納税義務者への盈虚を考え、会社に確認をして普通徴収に切替えることがある。	特に選定などは行わず、一般的な滞納処分と同じ対応をする。
35	弥富市	3か月間未納の特別徴収義務者に対して、税額通知が届いているか異動はないかなど電話で聞き取りをしている。	電話等で異動届を提出してもらうよう依頼している。	催告に応じず、自主的納付による完納が見込めない案件を選定している。
36	みよし市	税額決定通知書の返戻がなければ、通知は届いたものとみなします（地方税法第20条第4項）。	異動届の提出がなければ、普通徴収への切替は行っていません。そのため、退職した納税義務者がいる場合等は、特別徴収義務者へ異動届の提出を依頼をします。提出がない場合は、在職しているものとみなしています。納付額に不足金が生じる場合は、督促状を送ります。	納期限後、督促、催告を行い、半年程度応答がない状況が続けば滞納処分のため財産調査を実施、財産があれば差押を実施します。未納があれば、金額の多寡に係らず、全て滞納処分の対象としています。
37	あま市	初回（6月分）納期に係る督促状を発送後、何も音沙汰がない事業所に対して、電話催告しています。その際、特徴できない旨の相談があれば、申出書を提出してもらい、普徴へ切り替えています。	電話催告しています。 （納材義務者に迷惑が掛かり、最終的には事業所（特徴義務者）への滞納処分に繋がることを伝えて異動届出書の提出を説得）	催告等を行ない、財産が判明次第、随時滞納処分を行なっています。
38	長久手市	他税目の納税者と同様に普通郵便で通知しており、特別徴収義務者であることで特別な対応をしてません。	課税と調整しています。	特に金額や滞納期間での選定基準は設けておらず、滞納繰越後に財産調査等の実態調査の結果により判断しております。